

## 地域計画

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 策定年月日             | 令和7年3月26日                 |
| 更新年月日             | 令和7年9月8日<br>( 第1回 )       |
| 目標年度              | 令和16年度                    |
| 市町村名<br>(市町村コード)  | つくば市<br>082201            |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 大穂地区 第1区<br>(大曾根 玉取 若森 佐) |

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| 区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)       | 398.57 ha |
| ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積               | 177.02 ha |
| ② 田の面積                               | 200.86 ha |
| ③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)                     | 197.68 ha |
| ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計        | 0 ha      |
| ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 0 ha      |
| (参考) 区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計        | 119.8 ha  |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計                  | - ha      |
| (備考)                                 |           |

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

この地域は、今後の担い手がおり、農地を次の世代に引き継ぐ土台が出来ていると思われるが、集約・集積については、時間やお金がかかる現状がある。また、山間部(山裾)は遊休農地が多く存在する。作付け時期での水の管理やのり面等の除草の問題、農地が小さく耕作機械が活用できるかどうか等の問題もある。新規就農者については、作物は作るがそれ以外の草刈りなどはやらないという考え方の人もいるため、どのように運用するかなど意見交換も必要である。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地区の主要農産物は米である。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。大曾根地区や若森地区を中心に農地中間管理事業を活用した農地の集約化や再分配により、更なる担い手への集約化を進める。そのために地域と担い手が一体となって、継続的に農地利用について意見交換を行う。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

|                                                                                                                                                                                                                                                       |      |             |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-------------|------|
| (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針                                                                                                                                                                                                                              |      |             |      |
| <p>大曾根地区、若森地区を中心に農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。隣接する農地を集約する場合、一区画に集約すれば大型機械なども運用可能であるが、段差や勾配など地形的に難しいと思われ、国などの補助が必要ではないかと考える。</p> <p>必要に応じて、農地法第3条及び農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。</p> <p>農地中間管理機構を活用することを、地権者にも周知・説明することが必要である。</p> |      |             |      |
| (2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標                                                                                                                                                                                                               |      |             |      |
| 現状の集積率                                                                                                                                                                                                                                                | 19 % | 将来の目標とする集積率 | 66 % |
| (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標                                                                                                                                                                                                                                 |      |             |      |
| <p>市、農業協同組合、普及センター等関係機関と連携し、目標地図に位置付ける者を中心に農地中間管理事業による集約化を進める。</p> <p>地域内の農業を担う者14 経営体の現耕作面積:75.81ha</p>                                                                                                                                              |      |             |      |

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

|                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集団化の取組                                                                                                                                          |
| <p>大曾根地区、若森地区を中心に農地中間管理事業の活用により耕作条件を改善し、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大および農地集積を進める。隣接する農地を集約する場合、一区画に集約すれば大型機械なども運用可能であるが、段差や勾配など地形的に難しいと思われ、国などの補助が必要ではないかと考える。</p> |
| (2)農地中間管理機構の活用方法                                                                                                                                          |
| <p>必要に応じて、農地法第3条及び農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。</p> <p>農地中間管理機構を活用することを、地権者にも周知・説明することが必要である。</p>                                                               |
| (3)基盤整備事業への取組                                                                                                                                             |
| <p>関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。</p>                                                                                                            |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組                                                                                                                                        |
| <p>市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携し、耕作可能な農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。この地域では「筑波北条米」がブランド商品であり、過去にはいばらき大使による特産品の宣伝が行われていた。この様な取り組みを再開し活用を検討する。</p>    |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組                                                                                                                         |
| <p>農作業を委託する取り組みは行われていたが、現在は農家が減ったため、少なくなってきた。西部地域がメインではあるが、農業協同組合の関連会社は現在も実施されている。関連会社の取り組みは、大穂地区(第1地区)ではない。</p>                                          |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

|                                               |                                                 |                                  |                                              |      |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | ⑤果樹等 |
| ⑥燃料・資源作物等                                     | ⑦保全・管理等                                         | ⑧農業用施設                           | ⑨耕畜連携等                                       | ⑩その他 |

【選択した上記の取組内容】

- ①筑波山の山沿いでイノシシによる被害があるため、被害防止対策を講じているが、更なる取り組みを地区内で検討する。
- ②全てにおいての取り組みを行っている。また、特別栽培米は国のガイドラインに沿って取り組みと販売を行っているため、更なる取り組みを地区内で検討する。
- ③一部就農者がドローンを使用して農薬散布・肥料の追肥を実施している。今後、ドローン利用の拡大を地区内で検討していく。
- ④米の輸出を行っており、今後についても地区内で検討する。

#### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

| 属性 | 農業を担う者<br>(氏名・名称) | 現状                         |          |            | 10年後<br>(目標年度:令和 16 年度)    |          |            |              |    |
|----|-------------------|----------------------------|----------|------------|----------------------------|----------|------------|--------------|----|
|    |                   | 経営作目等                      | 経営面積     | 作業受託<br>面積 | 経営作目等                      | 経営面積     | 作業受託<br>面積 | 目標地図<br>上の表示 | 備考 |
| 認農 | A                 | 麦類、大豆、水稲                   | 4.76 ha  | ha         | 麦類、大豆、水稲                   | 4.76 ha  | ha         | A            |    |
| 認農 | B                 | 水稲、大豆、ネギ、ジャガイモ             | 6.61 ha  | ha         | 水稲、大豆、ネギ、ジャガイモ             | 6.61 ha  | ha         | B            |    |
| 認農 | C                 | 水稲、麦、大豆                    | 0.97 ha  | ha         | 水稲、麦、大豆                    | 0.97 ha  | ha         | C            |    |
| 認農 | D                 | 水稲、すいか、トマト、ネギ              | 0.02 ha  | ha         | 水稲、すいか、トマト、ネギ              | 0.02 ha  | ha         | D            |    |
| 認農 | E                 | 水稲                         | 0.28 ha  | ha         | 水稲                         | 0.28 ha  | ha         | E            |    |
| 認農 | F                 | 水稲、キュウリ、トマト、ナス、トウモロコシ、キャベツ | 1.06 ha  | ha         | 水稲、キュウリ、トマト、ナス、トウモロコシ、キャベツ | 1.06 ha  | ha         | F            |    |
| 認農 | G                 | 水稲、すいか、トマト、ネギ              | 0.73 ha  | ha         | 水稲、すいか、トマト、ネギ              | 0.73 ha  | ha         | G            |    |
| 認農 | H                 | 水稲、小麦、ミニトマト、ネギ             | 49.06 ha | ha         | 水稲、小麦、ミニトマト、ネギ             | 49.06 ha | ha         | H            |    |
| 認農 | I                 | 水稲                         | 5.07 ha  | ha         | 水稲                         | 5.07 ha  | ha         | I            |    |
| 認農 | J                 | 水稲                         | 2.3 ha   | ha         | 水稲                         | 2.3 ha   | ha         | J            |    |
| 認農 | K                 | 水稲、ネギ、施設野菜                 | 2.59 ha  | ha         | 水稲、ネギ、施設野菜                 | 2.59 ha  | ha         | K            |    |
| 認農 | L                 | 水稲、麦、大豆                    | 2.08 ha  | ha         | 水稲、麦、大豆                    | 2.08 ha  | ha         | L            |    |
| 認農 | M                 | 芝                          | 0.07 ha  | ha         | 芝                          | 0.07 ha  | ha         | M            |    |
| 認農 | N                 | 甘藷、じゃがいも、ミニトマト             | 0.07 ha  | ha         | 甘藷、じゃがいも、ミニトマト             | 0.07 ha  | ha         | N            |    |
|    |                   |                            | ha       | ha         |                            | ha       | ha         |              |    |
| 計  | 14経営体             |                            | 75.67 ha | 0 ha       |                            | 75.67 ha | 0 ha       |              |    |

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2.「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4. 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

[illegible]

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

|             |  |               |  |
|-------------|--|---------------|--|
| 農用地所有者等数(人) |  | うち計画同意者数(人・%) |  |
|-------------|--|---------------|--|

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。